

< 養護老人ホーム吉田寿康園 令和6年度 相談苦情 >

日付	令和6年11月1日
内容	開園当初から入園者より居室内のテレビ設置について話が出ていたが、事業所側としては居室への閉じこもりを懸念して共用のテレビのみの視聴依頼をお願いしていた。気兼ねなくテレビを見たい。テレビ設置を検討していただきたい。
解決結果	・ラジカセについては開設時より認めていた状況で音量は隣人に迷惑をかけない範囲で許可していた。電気代に関しても措置費の中での対応であったため物価高騰などが続く中で、共用テレビは設置しているので安易に認めるわけにはいかない状況もあった。しかし、最近のコロナなどの感染症発生に関して各居室で過ごしていただく感染対策などをしてきたが居室内での長時間過ごす事での心身の不安定さも入園者の中で出てきたため再度検討いたしました。結果としてはテレビは購入は自ら行い設置可能とした。また視聴時間などにもルールを作成してきちんと守れる方を対象に設置可能としました。

日付	令和6年12月26日
内容	入園者の居室のエアコンについて。入園者がお風呂帰ってきた際に暖房が切られており、勝手に消さないでほしい。寒い中消さないでほしい。と立腹されていた。
解決結果	・再度本人へお風呂のことを確認するとデイサービスなどの通所系サービスに行かれた後の状況だったとのこと。また最近入居した方で説明が十分できていなかった。措置費の中での電気代については入園者から徴収しているわけでもないのでコスト意識をもって職員も取り組んでいるため、日中の外部サービスへ通われた際には節電をお願いをした。居室内の温度設定については事業所として設定がされており、夏は冷やしすぎず、冬は熱くならない適温設定がされていることも説明を実施。各居室には温度計・湿度計を設置されており管理されていることも説明済。もちろん個人差や個人での体感の違いもあるのでなるべく希望に沿う形に対応はしますが節電の協力をお願いした。